

労務・資材設計単価表

(労務設計単価及び技術者単価等)

令和 6 年度版

(令和 7 年 3 月 1 日以降適用)

宮城県土木部

労務設計単価及び技術者単価等について

- 1 この労務設計単価及び技術者単価等は県発注工事及び業務等にかかる積算業務の効率化を図るために作成したものである。
- 2 掲載されている単価は，国土交通省，農林水産省の二省が毎年定期的に実施している公共事業労務費調査及び設計業務等技術者給与実態調査等の結果に基づき設定されたものである。
- 3 適用期日：令和7年3月1日から適用
- 4 この単価表の内容に関する問い合わせには応じない。

◎ 公共工事設計労務単価について(解説)

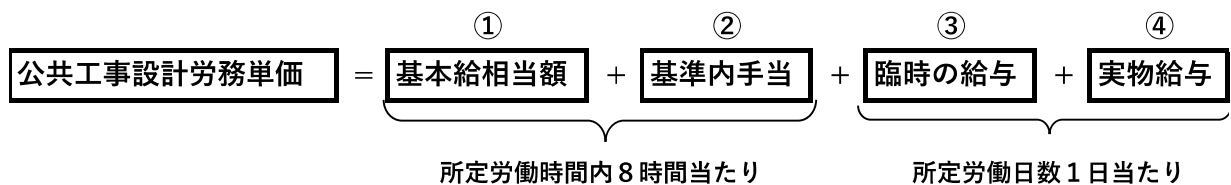
公共工事設計労務単価(以下「労務単価」という。)は、農林水産省及び国土交通省が所管する公共工事等に従事した建設労働者の賃金等の実態を調査した結果を基に決定したものである。

(1) 公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される(図－1)。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当(当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当)
- ③ 臨時の給与(賞与等)
- ④ 実物給与(食事の支給等)

図－1 公共工事設計労務単価の構成



(2) 公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- ③ 現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費

例えば、交通誘導警備員A、Bの単価については、警備会社に必要な諸経費(現場管理費及び一般管理費)は、含まれない。

(3) 留意事項

公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。

- ・本単価に含まれる賃金の範囲は(1)のとおりであり、(2)に示すものは含まれないこと(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練費等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている)

なお、労働者の雇用に伴う必要経費を含めた金額を参考に示す。

(1)労務設計単価表

番号	職 種	令和7年 3/1以降 実施単価	割増対象 賃金費	適 用	番号	職 種	令和7年 3/1以降 実施単価	割増対象 賃金費	適 用
01	特 殊 作 業 員	29,300	0.769	3/1改定	26	高 級 船 員	32,700	0.720	3/1改定
02	普 通 作 業 員	22,900	0.828	3/1改定	27	普 通 船 員	26,000	0.737	3/1改定
03	軽 作 業 員	19,900	0.851	3/1改定	28	潜 水 士	60,900	0.807	3/1改定
04	造 園 工	25,900	0.773	3/1改定	29	潜 水 連 絡 員	39,900	0.887	3/1改定
05	法 面 工	34,800	0.826	3/1改定	30	潜 水 送 気 員	39,600	0.876	3/1改定
06	と び 工	32,300	0.860	3/1改定	31	山 林 砂 防 工	34,800	—	3/1改定
07	石 工	31,700	0.858	3/1改定	32	軌 道 工	38,800	0.823	3/1改定
08	ブ ロ ッ ク 工	29,800	0.835	3/1改定	33	型 わ く 工	39,300	0.898	3/1改定
09	電 工	28,200	0.706	3/1改定	34	大 工	33,900	0.896	3/1改定
10	鉄 筋 工	38,100	0.872	3/1改定	35	左 官	36,700	0.835	3/1改定
11	鉄 骨 工	31,700	0.831	3/1改定	36	配 管 工	27,700	0.764	3/1改定
12	塗 装 工	32,100	0.824	3/1改定	37	は つ り 工	29,300	0.830	3/1改定
13	溶 接 工	31,300	0.842	3/1改定	38	防 水 工	30,300	0.782	3/1改定
14	特 殊 運 転 手	33,500	0.778	3/1改定	39	板 金 工	31,600	0.799	3/1改定
15	一 般 運 転 手	29,300	0.793	3/1改定	40	タ イ ル 工	24,000	0.963	3/1改定
16	潜 か ん 工	38,900	0.861	3/1改定	41	サ ッ シ 工	33,200	0.785	3/1改定
17	潜 か ん 世 話 役	48,200	0.718	3/1改定	42	屋 根 ふ き 工	—	—	—
18	さ く 岩 工	35,700	0.683	3/1改定	43	内 装 工	30,000	0.861	3/1改定
19	トンネル 特 殊 工	46,200	0.931	3/1改定	44	ガ ラ ス 工	26,600	0.738	3/1改定
20	トンネル 作 業 員	32,300	0.888	3/1改定	45	建 具 工	—	—	—
21	トンネル 世 話 役	44,500	0.903	3/1改定	46	ダ ク ト 工	24,600	0.720	3/1改定
22	橋りょう 特 殊 工	33,800	0.851	3/1改定	47	保 温 工	26,300	0.740	3/1改定
23	橋りょう 塗 装 工	37,900	0.855	3/1改定	48	建 築 フ ロ ッ ク 工	—	—	—
24	橋りょう 世 話 役	49,000	0.818	3/1改定	49	設 備 機 械 工	27,200	0.746	3/1改定
25	土木一般世話役	32,900	0.775	3/1改定	50	交通誘導警備員A	18,700	0.860	3/1改定
					51	交通誘導警備員B	15,700	0.908	3/1改定

【参考資料】建設労働者の雇用に伴い必要な経費

- 宮城県公共事業設計労務単価（上段）は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費（事業主負担分）、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、宮城県土木工事設計労務単価に加算した金額（参考値）を、下段に括弧書きで示す。これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算された参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。

上側：宮城県土木工事設計労務単価

（下側）：宮城県土木工事設計労務単価＋必要経費（法定福利費（事業主負担分）、労務管理費、宿舍費等）
【参考値】

所定労働時間内 1 日 8 時間当たりの金額（単位：円）

特 殊 作業員	普 通 作業員	軽 作業員	造園工	法面工	とび工	石 工	ブロック工	電 工	鉄筋工
29,300 (41,200)	22,900 (32,200)	19,900 (28,000)	25,900 (36,400)	34,800 (48,900)	32,300 (45,400)	31,700 (44,600)	29,800 (41,900)	28,200 (39,600)	38,100 (53,600)

鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	潜かん工	潜かん 世話役	さく岩工	トンネル 特殊工	トンネル 作業員
31,700 (44,600)	32,100 (45,100)	31,300 (44,000)	33,500 (47,100)	29,300 (41,200)	38,900 (54,700)	48,200 (67,800)	35,700 (50,200)	46,200 (65,000)	32,300 (45,400)

トンネル 世話役	橋 梁 特殊工	橋 梁 塗装工	橋 梁 世話役	土木一般 世話役	高 級 船 員	普 通 船 員	潜 水 士	潜 水 連絡員	潜 水 送気員
44,500 (62,600)	33,800 (47,500)	37,900 (53,300)	49,000 (68,900)	32,900 (46,300)	32,700 (46,000)	26,000 (36,600)	60,900 (85,600)	39,900 (56,100)	39,600 (55,700)

山 林 砂防工	軌道工	型枠工	大 工	左 官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
34,800 (-)	38,800 (54,600)	39,300 (55,300)	33,900 (47,700)	36,700 (51,600)	27,700 (38,900)	29,300 (41,200)	30,300 (42,600)	31,600 (44,400)	24,000 (33,700)

サッシ工	内装工	ガラス工	建具工	タイル工	保温工	建 築 ブロック工	設 備 機械工	交通誘導 警備員 A	交通誘導 警備員 B
33,200 (46,700)	30,000 (42,200)	26,600 (37,400)	- (-)	24,600 (34,600)	26,300 (37,000)	- (-)	27,200 (38,200)	18,700 (26,300)	15,700 (22,100)

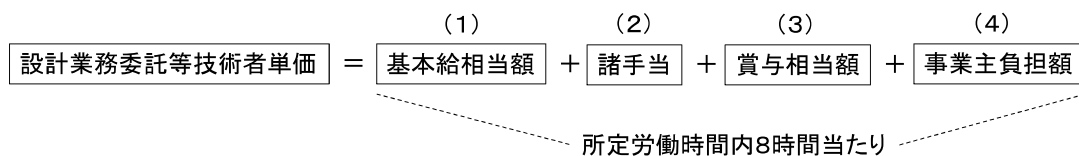
1. 令和6年度設計業務委託等技術者単価について
決定した職種別の設計業務委託等技術者単価一覧を「別表」に示す。

2. 設計業務委託等技術者単価について

- (1) 設計業務委託等技術者単価の構成

設計業務委託等技術者単価は、次の1. ～ 4. で構成される（図－1）

1. 基本給相当額
2. 諸手当（役職、資格、通勤、住宅、家族、その他）
3. 賞与相当額
4. 事業主負担額（退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、
労災保険、介護保険、児童手当）



図－1 単価の構成

- (2) 単価に含まれない賃金、手当

1. 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
2. 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当

- (3) 留意事項

設計業務委託等技術者単価は公共事業の設計業務委託等の積算に用いるためのものであり、以下の点に十分留意する。

- ・外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではないこと
- ・本単価に含まれる賃金の範囲は（1）のとおりであり（2）に示すものは含まれないこと。

(2)技術者等単価表

番号	職 種	令和7年 3/1以降 実施単価	割増対象 賃金費	適 用
(測量業務)				
01	測量上級主任技師	—	—	
02	測 量 主 任 技 師	60,600	0.550	3/1改定
03	測 量 技 師	52,300	0.550	3/1改定
04	測 量 技 師 補	41,100	0.550	3/1改定
05	測 量 助 手	34,900	0.550	3/1改定
06	測 量 補 助 員	28,700	0.650	3/1改定
(航空・船舶関係)				
07	操 縦 士	56,300	0.600	3/1改定
08	整 備 士	43,200	0.600	3/1改定
09	撮 影 士	48,200	0.550	3/1改定
10	撮 影 助 手	36,400	0.550	3/1改定
11	測 量 船 操 縦 士	38,300	0.550	3/1改定
(地質業務)				
12	地 質 調 査 技 師	56,000	0.600	3/1改定
13	主 任 地 質 調 査 員	43,800	0.600	3/1改定
14	地 質 調 査 員	34,100	0.600	3/1改定
(設計業務)				
15	理 事 ・ 技 師 長	77,500	0.550	3/1改定
16	主 任 技 師	66,900	0.550	3/1改定
17	技 師 (A)	59,600	0.550	3/1改定
18	技 師 (B)	48,500	0.550	3/1改定
19	技 師 (C)	40,300	0.550	3/1改定
20	技 術 員	36,100	0.550	3/1改定
21	主 任 技 術 者	88,600	0.550	3/1改定

1. 令和6年度電気通信関係技術者等単価について

決定した職種別の電気通信関係技術者等単価一覧を「別紙」に示す。

2. 電気通信関係技術者等単価について

(1) 職務の定義

1. 電気通信技術者

電気通信設備の現場設置に従事する技術労働者のうち、電気通信設備設置において、相当程度の専門的知識と経験を持ち、主体的にその業務を行うことのできる者をいう。

2. 電気通信技術員

電気通信設備の現場設置に従事する技術労働者のうち、電気通信設備設置において、ある程度の専門的知識と経験を持ち、技術者の指示によりその業務を行うことのできる者をいう。

(2) 電気通信関係技術者等単価の構成

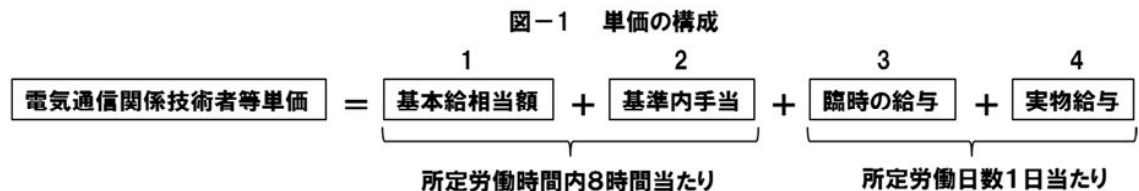
電気通信関係技術者等単価は、次の1. ～ 4. で構成される（図－1）。

1. 基本給相当額

2. 基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）

3. 臨時の給与（賞与等）

4. 実物給与（食事の支給等）



(3) 単価に含まれない賃金、手当、経費

1. 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金

2. 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当

3. 現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

(4) 留意事項

電気通信技術者等単価は、公共事業の電気通信設備工事等の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。

1. 外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではないこと。

2. 本単価に含まれる賃金の範囲は、(2)のとおりであり(3)に示すものは含まれないこと。（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている）

3. 電気通信関係点検技術者等単価について

(1) 職務の定義

1. 点検技術者

電気通信施設の点検業務に従事する技術労働者のうち、電気通信設備点検において、相当程度の専門的知識と経験を持ち、主体的にその業務を行うことのできる者をいう。

2. 点検技術員

電気通信施設の点検業務に従事する技術労働者のうち、電気通信設備点検において、ある程度の専門的知識と経験を持ち、点検技術者の指示によりその業務を行うことのできる者をいう。

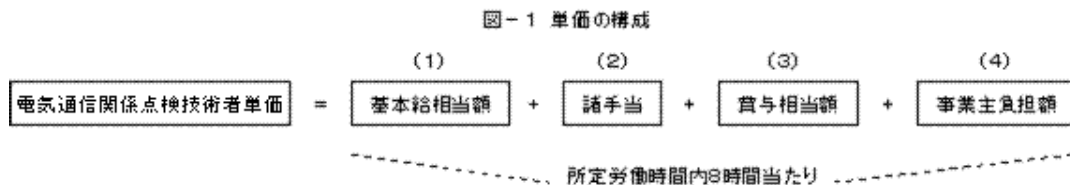
3. 運転監視技術員

電気通信施設の運転監視業務に従事する、管理技術者の指揮・命令下でその業務を行うことのできる者をいう。

(2) 電気通信関係点検技術者等単価の構成

電気通信関係点検技術者等単価は、次の1. ～4. で構成される（図－1）。

1. 基本給相当額
2. 諸手当（役職、資格、通勤、住宅、家族、その他）
3. 賞与相当額
4. 事業主負担額（退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当）



(3) 単価に含まれない賃金、手当

1. 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
2. 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当

(4) 留意事項

電気通信関係点検技術者等単価は、公共事業の電気通信施設点検業務等の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意する。

1. 外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではないこと。
2. 本単価に含まれる賃金の範囲は、(2)のとおりであり(3)に示すものは含まれないこと。

(3)電気通信関係技術者等単価表

番号	職 種	令和7年 3/1以降 実施単価	割増対象 賃金費	適 用
01	電 気 通 信 技 術 者	38,800	0.640	3/1改定
02	電 気 通 信 技 術 員	26,100	0.640	3/1改定
03	点 検 技 術 者	38,600	0.610	3/1改定
04	点 検 技 術 員	29,700	0.610	3/1改定
05	運 転 監 視 技 術 員	29,700	0.610	3/1改定

機械設備労務単価の職種定義について

機械設備積算基準に用いる機械設備製作工、機械設備据付工については、下記のとおりとする。

職 種	定義・作業内容	対 象 外
機械設備製作工	機械設備の工場製作について相当程度の技能を有し、工場において機械設備の製作に従事する主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労働者。 a. 原寸図の作成 b. 原材料への罫書き c. 原材料の切断 d. 部材の溶接 e. 部材の歪み等の矯正 f. 旋盤、フライス盤等による部材の機械加工 g. 部材及び製造物等の仕上げ加工 h. 個々の部材等の組立及び仮組立（各種調整を含む） i. 電気部品の取付、配線 j. 各製作工程における段取り k. 各製作工程における雑役	・管理職員及び臨時職員 ・事務・設計・調査等に従事する製作工以外の職員 ・老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金）を受給するために1日当りの給与額を調整している労働者

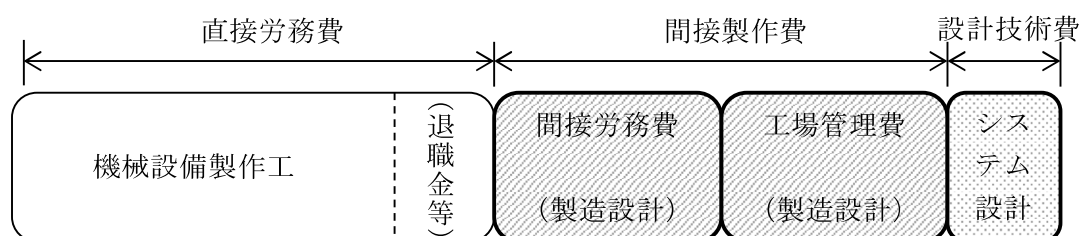
職 種	定義・作業内容	対 象 外
機械設備据付工	機械設備の据付について相当程度の技能を有し、設備の据付、調整等について従事する主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労働者。 a. 据付基準線の芯出し罫書き b. 据付用架台等の仮設物設置 c. 各機器の搬入及び吊り込み・固定 d. 部材の溶接 e. 溶接材の歪み等の矯正 f. 溶接部の仕上げ加工 g. ライナー等による据付調整及びボルト等による個々の機器の固定 h. 機器の更新、部品交換等に伴う既設品の取外し、現場搬出、積込み i. 個々の機器等の接続及び各種調整 j. 機械設備における総合試運転調整 k. 各据付工程における段取り	・現場代理人若しくは主任技術者（監理技術者）としての業務を行う労働者 ・補助的作業及び配管配線等に従事する現地採用の労働者 ・塗装に従事する労働者 ・公共工事労務者調査対象の51職種に該当する労働者 ・アルバイト、見習い、補助作業員 ・会社の役員、事務局、給食担当者 ・老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金）を受給するために1日当りの給与額を調整している労働者

機械設備工事積算に係わる標準賃金については、以下のとおりですので、適用にあたっては注意願います。

1. 機械設備製作工

「機械設備製作工」については、日当り単価とし、基準内給与（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与、退職金等からなる。

即ち、「機械設備積算基準」の製作原価以外では適用できない。



2. 機械設備据付工

「機械設備据付工」は、日当り単価とし、基準内給与（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与からなり、製作工とは異なり退職金等を含まない単価である。

3. 留意事項

1) 機械設備工事積算に係わる標準賃金（以下「本単価」という。）は、公共事業における機械設備工事等の積算に用いるためのものであり、「機械設備積算基準」以外では適用できない。

外注契約や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではないので留意すること。

2) 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。

3) 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。

4) 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。

5) 機械設備製作工の法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等は、積算上、工場管理費等に含まれている。

また、機械設備据付工の法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等は、積算上、据付間接費等に含まれている。

(4)機械設備関係単価表

番号	職 種	令和7年 3/1以降 実施単価	割増対象 賃金費	適 用
01	機 械 設 備 製 作 工	31,200	—	3/1改定
02	機 械 設 備 据 付 工	30,300	0.669	3/1改定